

令和6年度第1回府中市いじめ問題対策委員会 議事録

■日 時 令和6年5月28日（火）午後1時から

■会 場 府中市役所おもや4階第1特別会議室

■出席者 (委員)

有村委員、石川委員、片倉委員、鈴木委員

(事務局)

酒井教育長、矢ヶ崎教育部長、隅田教育部副参事兼指導室長

濱田教育指導担当主幹、佐藤統括指導主事、石渡指導室長補佐、

中尾指導主事、伊藤指導係長、大島事務職員

■傍聴者 1人

■議 事 1 委員長あいさつ

2 報告

(1) 令和6年度の府中市教育委員会のいじめ問題対策の取組について

3 協議

(1) いじめの認知に向けた取組について

4 その他

【配布資料】

資料1 府中市立小・中学校におけるいじめの現状と取組状況について

【事務局】

ただいまから令和6年度第1回、府中市教育委員会いじめ問題対策委員会を開催いたします。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日の会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日は委員5名のうち1名欠席のご連絡をいただいております。1名の委員が遅れての参加となりますが、過半数の出席がございますので会議は有効に成立しております。

【委員長】

前回同様、皆さんから貴重な意見をいただきたく思っております。

本日の傍聴の対応について、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

本日の会議の資料及び議論いただく内容に、公開に適さない情報や個人情報等がないことを報告いたします。

【委員長】

では、皆さん傍聴を許可することよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

【事務局】

傍聴を希望の申込みはありましたが、現在いらしていないようですので、お越しになったらご案内いたします。

【委員長】

傍聴者がお越しになったら案内してください。

本日、事務局が用意した資料を基に、府中市におけるいじめ問題の状況を議論して、また我々から提案させていただければありがたいなというふうに思っています。

では、まず最初に今年度の取り組み状況について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

委員長よろしいでしょうか。傍聴の方をご案内します。

【委員長】

はいどうぞ。ぜひどうぞよろしくお願いいたします。

(傍聴者入場)

事務局の方から説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料1に基づきまして、府中市立小中学校におけるいじめ防止等に向けた取り組み状況についてご説明いたします。

スライド3について、1のいじめの状況についての(1)いじめの認知件数の推移についてですが、令和4年度は小学校で792件のいじめの認知があり、令和3年度と比較して121件の減です。中学校で37件のいじめの認知、令和3年度から20件の減となっております。

スライド4(2)学年別いじめ認知件数について、学年が上がるにつれて事案認知件数は減少傾向にあり、令和4年度についても同様であると考えています。

スライド5、いじめの対応については市立小中学校共に、冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるの項目が一番多く、小学校では76.6%中学校では73%となります。

スライド6(4)いじめ発見のきっかけについて小学校中学校ともにアンケート調査等によるものが一番多い結果となっています。中学校で担任以外の教員による発見が多いのは、教科担任制や部活動顧問など、学級担任以外との関わりが多いことによるもの

であると考えております。

スライド7（5）解消している者の割合については、市立小学校が令和4年度は89.4%で、令和3年度から15.5%の増となっています。

中学校は70.3%で、昨年度から12.2%の減となっています。

解消の判断は、いじめに係る行為が止んでいる状態が3ヶ月継続していること、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことに基づき行われます。なお、令和4年度中に解消に至らなかったいじめについては、その全てについて、令和5年度内に解消していることを確認しています。

続きまして、いじめ防止等に向けた市教育委員会の取り組みについて説明いたします。

スライド8、子供が安心して生活できる学校作り検証事業については、東京都の事業を活用し、現在市立小学校1校にいじめ対応サポーターを配置し、いじめの未然防止や早期発見早期対応の視点から、教職員への助言、児童の観察、対応記録等の作成を行っていたところ です。

なお、この配置しているサポーターは校長を経験しており、学校経営の視点も含めて学校管理職に対して助言をいただいています。サポーターの役割については、教職員はもちろんのこと、児童や保護者にも、子供応援サポーターとして周知を図っています。

スライド9、いじめ対応サポーターの具体的な取り組みとして、各教室の授業観察を実施して教員の指導や児童の様子等について、いじめの未然防止の視点から指導助言をするとともに、対応記録を作成し、情報の共有を図ること、気になる児童への積極的な声掛け、毎週実施する職員連絡会等での指導助言、管理職のサポート等を行っています。

スライド10、いじめ対応サポーターの今後の取り組みとして、年3回以上実施する事務に関する事業を支援し、個々の教員に対する指導助言を通して、いじめの未然防止に向けた指導の充実を図ることや、保護者と連携し、いじめ防止に向けて協力体制を築いていく取り組み等を計画しています。

スライド11、令和6年度から児童生徒の心や体調の変化を早期に把握し、問題が表面化する前から積極的かつ適切な支援を実施するために、タブレット端末を活用した心や体調の変化の早期発見を図る取り組み、心の健康観察を全校で実施します。

この調査は、児童生徒が今の心の状態や相談したいことの要望の有無等について、タブレット端末を通して回答するものです。

スライド12、心の健康観察の運用上の留意点は、心の健康観察は月1回以上実施することを原則として、長期休業前後や学校行事の実施前後など、児童生徒の実態や教育活動の実施状況に応じて、各学校が計画的に実施します。

タブレット端末を通して回答された内容は随時更新され、図のようにまとめられます。これを教員が確認し、相談要望の有無や児童生徒の今の心の状態等を迅速に把握することができます。

また、定期的実施し、情報を集約していくことで、児童生徒の状況の変容を把握し、積極的な支援や、各学校のいじめ防止や登校対策等への活用を図っていきます。

スライド13、心の健康観察の具体的な実施例となります。各学校は心の健康観察日等

を設定し、登校時や朝の時間帯等でアンケートを実施します。

アンケート結果から、児童生徒の心の状態が、曇りや雨だった場合や相談の要望があった場合には、迅速な支援に繋げていきます。

また、アンケートの結果は学級担任だけではなく、学年担当教員や管理職へ共有し、組織的な対応にも繋がります。

スライド 14、ウ、校長会副校長会、生活指導主任会等において、市全体の取り組み状況に基づいた指導助言については、指導室長から、過去の重大事態報告書等を踏まえた課題の改善等に向けて指導助言を実施しています。

いじめの認知と初期対応の重要性や、長期化、複雑化する要因の分析、組織的対応の充実等について、随時研修を実施しています。

スライド 15、エ、若手教員育成研修会等における研修の実施については、スライドにあるような資料を使って、いじめ防止等の取り組みを年間研修計画に位置づけ、実施をしています。

続きまして、小中学校のいじめ防止等に向けた取り組みについて説明いたします。

スライド 16、実態に応じた学校いじめ防止基本方針の更新については、条例や府中市いじめ防止基本方針に基づき改定を行い、保護者会や学校ホームページ等で周知をしているところです。

保護者への周知については、学校説明会や保護者会、地域懇談会等、様々な機会を通じて、保護者、地域と連携した対応について、学校いじめ防止基本方針とともに、府中市いじめ防止対策推進条例の趣旨を保護者会等で説明するなど、見守り体制の協力をお願いしています。

スライド 17、年度当初のいじめに関する教員研修の実施については、各学校は教員の構成や職層のバランスなど、組織の実態に応じて工夫して取り組んでいます。本事例は、学校いじめ防止基本方針について保護者に説明する際に作成された原稿を読み上げるのではなく、教員一人一人が原稿作成し、自分の言葉で伝えることで理解の促進を図っています。

スライド 18、府中市いじめ防止対策推進条例に基づく子供たちへの指導については、条例に基づき、いじめ防止等の指導を徹底しています。

小学校の授業実践例を紹介いたします。

特別の教科 道徳の資料「泣き虫」を使った授業となります。本資料は、いじめをする子、いじめられる子、いじめを見て見ぬふりをするクラスのみんなといういじめの構造が、児童にもわかりやすい形で描かれており、いじめを認識しながらも、同調圧力により、一緒にいじめに加担してしまう主人公の心情について考えていきます。授業を通して児童は、弱い部分がある人間に対する理解を深めながら、それでも公正公平な態度で人と接することの大切さを学びます。

スライド 20、続いて中学校の授業実践例です。

授業の導入部では、事前にいじめに関する生徒アンケートを実施し、生徒一人一人のいじめに対する意識を確認するとともに、生徒の実態から課題を提示していくことで、

いじめを自分事として捉えて考えられるように工夫をしています。

スライド 21、授業の展開部分では、いじめの事例をもとに、加害者、被害者、傍観者、保護者、両者の視点に立って個人で考え、その後、グループで協議をし、様々な立場から物事を考えることや、他者との意見交流を通して、いじめという事象を多面的に多角的に捉え、改めていじめは絶対にしてはいけない行為であることを認識できるよう工夫しています。このように、全ての児童生徒に対していじめに関する授業を実施し、いじめ問題に対応できる力が身につくよう、指導の充実を図っています。

スライド 22、本市の課題について説明します。

いじめの認知に当たっては、令和 4 年度は小学校が 792 件、中学校が 37 件となっており、中学校については、いじめの認知件数が少ない状況があります。また、小学校についても、いじめの認知件数には、学校間で差が生じています。

また、ふれあい月間の 6 月と 11 月の認知件数が大幅に増加することから、いじめを認知する方法がいじめ発見のためのアンケートによる認知に頼っている状況があります。いじめの認知については、アンケートを有効に活用しながら、日常的に一人一人の児童生徒の状況から、この子どもは苦痛に感じているのではないかというきめ細やかな判断をする必要があります。いじめをいじめと認知しないことにより、正確な事実を把握できないこと、子供の対応に先立って保護者と連携することを怠り、被害と加害の児童生徒の保護者の理解が得られず、スムーズな対応に至らないこと、謝罪をしたことで終結するなど、一面的な対応にとどまり、被害児童生徒の不安解消に繋がらないなどの課題があります。

最後に今後の取り組みについて説明いたします。

スライド 23、教職員の鋭敏な感覚によるいじめの認知については、日常的な対応観察から、子供の些細な変容を見逃さず、迅速な支援に繋がれるよう、学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応を実施するとともに、心や体調の変化を早期発見、早期対応するための心の健康観察の実施を推進し、効果的な活用方法などについて、全校に周知してまいります。

認知したいじめの全件対応の決定については、認知したいじめの解消の判断に至るまで被害の子供への支援および加害の子供への指導を継続することとなりますが、市教育委員会は随時対応状況の報告を学校から受けて状況を把握し、学校のいじめ対応について指導助言をしてまいります。

説明は以上となります。

【委員長】

前回、昨年の数字だけではなく、経年調査をお願いしたいと話したら、そういうまとめをしていただいて、非常にわかりやすくご報告いただいたことを感謝申し上げます。委員の皆さんからいろんな意見をいただいて議論を深めていきたいですが、いかがでしょうか。

【委員】

いじめ対応サポーターに大変関心を持っています。今は1校に配置されているということで、子どもや学校側のいろんな評価を得て、これを今後広げていくかと、子ども達にはいじめ対応サポーターっていう名前で行っているのかを伺いたいです。更に、どのように周知しながら授業観察しているのかを少し教えていただきたいと思う。

また、心の健康観察を定期的に行うことに興味深く思っている。この心の健康観察は情報共有が難しいところがあり、実施結果が学年主任や管理職の先生にどのように共有されるのか、担任の先生がまとめたもので報告されて共有するのかなど、教えてもらいたいと思います。

【事務局】

まず、いじめ対応サポーターは、昨年度から取り組み始めて、二小に入っています。東京都の事業を使いながら配置しているものですので、まず本市では二小で少し実績を上げつつ、増員について東京都と調整しながらやっていくことも一つだと考えています。

次に、いじめサポーターの名称は、子どもや保護者に対しては子ども応援サポーターという名前で、安心安全して学校生活が送れるように、応援していく先生という意味で、紹介し、認知を図っています。

サポーターの先生も、普段から休み時間等も積極的に子ども達と関わっていただき、休み時間一緒に遊んでいたりと、コミュニケーションをとったりする姿が見られるようになってきているとの報告を受けております。

続いて、心の健康観察の情報共有については、実施するアンケートフォームを、学級担任だけではなく、学年の教員および管理職、生活指導主任等が共有できるような形を作っております。そのためリアルタイムで子供たちの回答状況が管理職や学年の先生が閲覧することができるようになっております。

また、定期的に子ども達の変容状況をまとめて学年会等で集約し、対応の方向性について話し合うような場の設定を考えて取り組んでいる学校もあります。そういった好事例については、今後全校に発信をして、効果的な活用方法について周知を図っていきたいと思っています。

【委員長】

いじめ対応サポーターはどのような資格の方ですか。

【事務局】

東京都の要綱によりますと、校長・副校長の経験のある方、指導教諭であった方、スクールカウンセラーで学校においてその専門的知見を使いながら教育相談体制に携わった方など、学校運営を熟知された方を配属することを想定して制度設計されているようであります。

【委員長】

いじめ対応サポーターの制度運用が始まったのはいつからですか。

【事務局】

本市では、昨年 12 月から任用が始まり、昨年度と今年度で異なる方ですが、どちらも校長職の経験のある方が活動しています。

【委員長】

いじめの状況について、推移がすごく極端で、元年度が 460 件、2 年度が 201 件、次が 913 件になっている。中学校に関して言うと、ずっと減り続けており、この理由をお聞きしたい。何か抽出方法が違うのか、令和 2 年度に特殊事情があったのかを聞きたい。

【事務局】

令和 2 年度は、コロナ禍になっており、人と人との関わり合いというのが減ってきたというのがあり、人の関わりの制限という中で、いじめの認知件数が減っている要因の一つであると思います。

一方、令和 3 年度には、人と人との関わりが出てきて、教員が積極的な認知をした。また、中学校の認知の件数について、低学年に多い要因としては、自分が思ったこと、感じたことを素直に表現する発達段階であることも多い理由と考えており、学年が上がるにつれて減っているものと考えています。

【委員】

いじめの状況の経年で、小学校は令和 3 年が急に多くなっているのはコロナ禍とどのような関係があるか。

【事務局】

コロナ禍で人と人との関わりが減っていたが、いじめがないわけではないと思いますので、積極的に認知するよう学校に投げかけました。また、活動が制限される中で、子ども達の関わりも少しずつ出てきた年度でもあったものと捉えております。

【委員長】

スクールカウンセラーが子どもから誰にも言わないでと言われたとき、特に先生には言わないでと言われたとき、スクールカウンセラーが共有するのに苦労している。そうした場合にどのような共有体制を作っているのか教えていただければ。

【事務局】

いじめサポーターの事案で説明いたしますと、サポーターには日々記録を取っていただ

いております。

その記録は、必ず教職員で共有していて、小学校であれば夕会があり、その中で対応及び方針等を全教職員で共有していると聞いております。

【委員長】

子どもがあなたにだけ開示したよっていうときに、少し開示された教職員の方が他の教職員と共有できるようになるとよい。その子どもの気持ちをどれだけ受け止めて、みんなが柔軟に受け止められるよう、各学校で話し合っただけると嬉しいなと思う。

【事務局】

スクールカウンセラーが児童・生徒から言わないでくれと言われても、いじめはやはり命に関わる大きな問題で、スクールカウンセラー1人だけではなくて、学校で共有しなければならない場合もあります。ただ、子供の気持ちに寄り添った丁寧な対応が必要であるというふうに考えておりますので、学校の方もそのように対応しております。

【委員】

いじめも虐待も同じで、大人が感じる緊迫感と本人が感じるのとは違うということが、みんながわかってくると少し子供も安心するかなと思います。

私もカウンセリングをしていて、誰にも言わないでと言われることはありますが、本当に今おっしゃったように、私1人がこれを抱えて今日帰ってしまったらあなたのことを救えないから、どの先生だったら話していいか教えてほしいって言うようにしている。私は養護の先生とか担任の先生って言うてくれたら、その先生に来ていただいて、話を共有してくださいと、私はスクールカウンセラー研修のときは話をしている。

【委員】

スライド10ですが、教員と保護者との良好な関係作りの点で、大切だと思います。いじめ重大事態で、保護者と学校が対立関係になったり、すれ違ったりということで非常に難しいことが多い。そうならないよう、日頃から教員と保護者の関係作りや、同じ方向を向いて協力できる、意思疎通がとても大切だと思います。何か起きてからでは遅いです。

日頃が大事なので、府中市として教員と保護者の連携、良好な関係作りのために共通で取り組んでいることがあったら教えていただきたい。

【事務局】

まず、学校の考えを保護者に理解してもらうことが大事だと思っています。

いじめのことであれば、いじめの方針をしっかりと説明して保護者に理解していただいたりとか、学校と保護者が同じ向きを見て、子供たちに対して教育をしていくという意識の統一ができる機会を創出していくことが大切だと思います。

学校公開の授業や行事の公開、それから保護者会といった機会を創出していくこと、子供たちが成長している様子をしっかり発信することも大事ななと思っております。

【委員】

学校のいじめ基本方針は保護者にも周知していて、相談窓口などの周知も各学校でされているということによろしいですか。

【事務局】

年度当初の保護者会や6月のふれあい月間においても、保護者には家庭との連携がいじめ防止の取組が重要であることを周知するよう強化しております。

【委員】

SNSのいじめは小学校高学年や中学生で大きな割合であり、非常に意味は大きいということ进行いいたい。SNSはやり取りから非常に大きなものに発展することがあるということです。この数値の捉え方を教えていただきたい。

もう一つは、いじめの発見のきっかけですが、小学生が72.1%で、中学生が27%です。で、中学生はアンケートはなかなか拾えないんじゃないかという気がするんですね。

いじめ防止対策推進法ができたとき、平成20年に区部で、生徒が夏休み明けに亡くなった事件があった。そのとき、6月、9月初めに、学校は調査をしたけれどもアンケートにその生徒は書いていなかった。先生方も全くノーマークでした。

本当に深刻に悩んでいる生徒は、アンケートに書いたり、先生に言ったりしないので、難しさが非常にあって、小学生におけるいじめの対応と中学生では全然違う。

アンケート調査が72.1%、中学生が27%、そして、本人からは小学生が12.4%で、中学生が21.6%。ぜひ学校に発信していただいて、中学生はちょっと発想を変えなくちゃいけないんじゃないかというふうに思っているんですけども、学校の先生で議論していただけるとありがたいなというふうに思っているところが一点です。

それから、三つ目は、説明でいじめに関する授業がありましたが、これは年3回実施するのは具体的には府中市の場合は主に、小学校の道徳の授業と連動しているというふうに考えてよろしいのか。

【委員】

先生が今おっしゃられた5ページのパソコンのSNSの対応についてなんですけれども、都の平均で見ると8.6%であって結構な割合なんです。が、なぜか府中市の中学校0になっておりまして、私1月にSNSといじめというお題で、七中で人権教室をやりましたが、ゼロという。はたしてどういう理由からなんだろう。

なぜかという、今後その人権教室を実施するときに、府中市においてSNSはどうも大きく発言していないということであれば、また別の課題を抽出するというのが必要になると思っておりますので、よろしくお願いします。

【事務局】

まず、最後の質問について、いじめの態様は、令和4年度の実績で、また令和5年度については、公表しているものではございませんので、委員が令和5年度に授業に行かれているのであれば、まだ反映されていない数値となっております。

数値が少ない、この意味が大きいと委員長からお話がありました前提としまして、教育委員会としても学校に全件対応するよう指導しておりまして、どのような対応であっても重大事態になる可能性があるという前提に立ちながら、やはりこのSNSによるいじめにつきましては、学校外で見えないところで起こっているというような案件ですから、すぐに重大化する可能性があることから、課題であると捉えております。

ですので、先ほどの委員が行っていただいているような講座であったり、学校においてもSNSの使い方であったり、そういった重大化に繋がるような事案についてはやはり重く受け止めて対応しているところでございます。これ以外にも、金品に関する事とか、やはり大きないじめにもつながります。ですが、全件対応というところから丁寧に対応を進めていくところでございます。

中学生がいじめのことをアンケートに書かないことについては、本市でも課題だというふうに捉えておりまして、3の協議でぜひ皆様からご意見をいただきたいと考えているところでございます。

最後にいじめに関する授業については、道徳や学級活動といった時間で3回取り組んでいることを紹介したものでございます。

【委員長】

続きまして、協議として、いじめの認知に向けた取組について、委員の皆さんから提言をいただけるとありがたいです。

【事務局】

いじめの認知については、学校によって差がある。取組としては、全件対応を行っておりますが、あくまでも認知したいじめについてであり、全件把握をしていかなければ真に全件対応にならないものと考えております。

いじめの認知について、学校の取組の充実に資するご意見をいただければと考えております。

【委員】

このアンケートですけれども、実際どんな項目で取っているか教えていただきたい。例えば、あなたはいじめられていますかとか、いじめをあなたの周りで見たり聞いたりしたことがありますかとか、そういうのが入っていると思うんですけれども、いじめばかりに特化するのではなく、例えば最近の体調を聞くようなとか、あるいは勉強に集中できないとか、何か少し周辺の項目が入っていて、そうしたことを担任の先生がキャッ

チアアップしながら生徒に声をかけていくとか、そういうやり方があると思います。

アンケートが、自分のことが出しやすいような感じなのか、教えていただきたい。

【事務局】

全学校で統一された様式ではありませんが、被害の視点での項目がございます。

まず、学校でどういうふうに過ごしているかという質問が、例えば学校が楽しいですか、クラスでどんなふうに過ごしていますかという質問があり、その後、被害の視点で、例えば、誰かから嫌なことをされたことがありますかという質問、誰かに嫌なことをしてしまいましたかというような質問等々があり、最後に、誰かが嫌なことをされているような場面はありましたかと聞く、そういった質問をアンケート項目としています。

【委員】

Q-U のようなものはやっているかどうか。

【事務局】

こちらの方では実施していませんが、今後の取り組み検討できればいいのかなと考えています。

【委員】

Q-U がいいのか悪いのかそれ以外がいいのかわからないが、非承認群というのが出てきて、私もよく共有させていただくことがあるんですけど、クラスの中で孤立している子は割と実態があそこに出てくるんだっていう感じはあるんですね。非承認群だからといってその子がいじめられているわけでもないんですけれども、そういう客観的な指標を入れた方がいいかなと思ったりします。アンケートを実施した方がいいんですが、段々と重みを置かなくなって、またか適当に答えようということも結構あるんですよ。

特にタブレットアンケートは、地域によっては毎週のようにやっていて、皆さん一番端の答えでいいやみたいになって、実態把握になかなか役立たない。小学生はアンケートのままで、中学校は客観的な指標みたいなものを試験的にやってみるっていうのも一つの方法かなと思いました。

結果をすぐに共有して、それを日頃の子供たちの様子をよく見て、やりっ放しにならないようにしてもらいたい。一つの案として発言させていただきました。

【委員】

私はいじめの専門ではないのでなかなか難しいところもあるんですけども、前回の会議で、心の健康観察について、実施頻度が月に1回でいいのかという話が出て、その後、各学校の頻度を教えていただきたい。健康観察月に1回でその間に発生したいじめきちんと認知できるのかというところが気になっている。

【事務局】

現状は、ふれあい月間でいじめに関するアンケートをしない月に、月1回というところがあったり、子供たちの変容がなかなか把握しづらいとして、毎週やった方が良く、2週に1回くらいがいいんじゃないかというところで、各学校で試行錯誤していただいている状況にあります。今後、どのような実施間隔で実施することが子供たちの心の状態を把握する上で重要なのかということも含めて検証してまいります。

【委員】

アンケートでも周辺事項も聞いているように、子どもは、虐待もあれば、不登校もあれば、いろんなものがあって、このアンケートの中でいろんなもの、心配な子どもが浮かび上がってきたときに、いじめ以外の項目に学校の中でどう検討していくのか、その背景にある家庭の状況に対して、先生方がわかって対応していただけるっていうものがだんだんにできてくるといいのかなと思っています。

それと同時にもう一つは、中学生になると何も言いたくなくなるという発達段階上の問題もあるんですけども、子どもの意見表明権というものが出てきている中で、子どもが意見を言えるような仲が育っていない。小学校のときから、大人との間で言葉の形成というものができてない。それをどうしていくかということは大きな課題になってきていて、むしろそういうふうな視点から言うと、小学校でも子どもと先生のやり取りをしていくにはどうしたらいいかっていうようなことを、少し長い視点で見ていくってことは大事なのかもしれないなというふうに思っております。

【委員長】

4月か5月に、スクールカウンセラーの先生が、小学5年生と中学1年生の全員面接を行っていると思いますが、その状況を教えていただきたい。

【事務局】

全員面接については例年通り毎年実施をしております。実施時期についてはもう既に実施しているところもあれば、これから実施するところもあります。

【委員長】

各学校でいじめのケース研究をやってもらいたい。府中市もそうだと思いますが、初任者の先生が非常に多く、先生たちの年齢のバランスは小中でもちょっとバランスが違うんだと思います。ぜひ事例研究をある程度恒常的にやっていただけるとありがたいなというふうに思っていて、いじめ対応がうまくいっている学校っていうのは連携が図れていると、ちょっといじめが気になる子がいたら、副校長の采配で先生が少し集まってもらって、そこで2、3分話すだけで十分共通になるということを聞く。いじめの場合は、その場ですぐ対応というのはすごく重要で、そうしたケース研究をぜひいろんな形で取り組んでいただきたい。

二つ目は、毎回申し上げることですけれども、いじめ防止対策推進法の第3条に基本理念があって、子どもたちが安心して学校生活を過ごすということが書かれていて、子どもたちが勉強はわかるように授業の充実をお願いしたい。ここ10年でガラッと変わって、対話型の授業が行われる中で、最初から教科書を開いてこの問題に答えなさいとか、そういう問いをする先生はほとんどいっしょじゃなくて、どんなふうに考えたらいいんだろうとか、君にどういうふうに見えるかちょっと先生に考えを聞かせてくれとか、そういうふうな子どもから学びを引き出すような行為をする先生が非常に多くなりました。

いわゆるこれ主体的・対話的な学びってということになると思うんですけど、そういうことの授業の充実といじめの件数に相関があるんじゃないかという気がしている。そういう視点で見ていただいて、子どもは勉強がわかる、わからないって非常に関係するという気がしていますので、いじめの件数が多い学校については若干授業研究がおろそかになっていないかなど、授業を大事にする先生を育てていただければありがたい。

それから三つ目ですが、学校のいじめ対策委員会、全件対応ということは大事なことで、単なるいじめのアンケートではなく、虐待の問題などに関係するような気がします。そういうのを組み合わせて分析することがすごく大事で、権利擁護に関わってそういう相談窓口を設けるっていう自治体が増えてきた。府中市における教育委員会だけではなく、福祉部署との繋がりはどうなっているのかなど。そういうのとの連携っていうのもちょっとこれから探ってみる必要があるんじゃないかという気がします。

児童相談所っていうのを各自治体で作れるようになってきているという話を聞いたことがあって、開設している状況を聞くと、いじめの件数が非常に多く上がってきているということです。子供たちがいつでも内緒で通告できるような仕組みを作っていて、そこに特に弁護士を配置して、学校を通さないですぐに対応したりしている。学校には言えない悩みについて、全件対応って大事なことなんだけれども、他の部局との繋がりってどんなふうに考えるかっていう話もこれから検討課題としていただければいいなというふうに思っている。

【委員】

私は中野区でオンブズパーソンをやっているんですけど、そこは子ども相談室というものを立ち上げていて、人権擁護委員が3人いて、児童相談所や教育相談室と違う、子供の人権のための相談窓口がある。1年半前にできたばかりですが、子どもの人権の中の条例を作っていることなんですが、府中市のそうした窓口を教えてくださいもいいですか。

【事務局】

まず、児童相談所の設置は中核市、特別区、政令市で可能となり、本市も中核市の要件を満たしていますが、中核市への移行は検討しているような状況です。

その上で児童相談所に関連するものとしては、子育て世代包括支援センターですとか、あと子ども家庭支援センターが関わっており、そちらの方で子どもと家庭の総合相談とい

うことで受けておりまして、いじめだけではなくて、例えば虐待の件ですとか、一報入ればそこで児相と連携しながら家庭の状況を把握している。また、青少年総合相談として、29歳までの幅広い年齢層を含めて様々な相談を受けています。そこで、幅広い家庭の問題も含めて相談できる窓口がございます。

そのため、児童相談所はありませんが、子供の相談を受ける窓口を複数持っておりまして、その情報が入り次第、教育委員会所管のスクールソーシャルワーカーと繋がっている部分もございますし、連携は密にさせていただいております。

また、子ども発達支援センター「はばたき」を開設しましたし、先ほど教育相談の部分以外で話もありましたが、当然そちらとも連携しながら進めているところです。

【委員長】

福祉部門の動き方と教育の動き方、警察の動き方がそれぞれある中で、福祉部門と学校との柔軟な協力体制ができるようになっていくといいなと思っています。そういう意味では、区児相であれば区と繋がるように、府中市は都の多摩児相と連携して、地域で一緒にみんなが動けるようになる、核にどこになるのか、そういうようなことがこれから課題になるのかなと思っています。

【事務局】

教育委員会としても、個別のケースで繋がっている部分だけではなく、各相談窓口が中心となって関係部署に共用しているところもありますので、ケースバイケースで核になる窓口が変わってしまうというところかなと思います。

【委員】

子ども家庭支援センターやみらいが、全てをやるわけではないというところが地域の中で課題になってきているのか、特にいじめの問題になるとどう協力していくかが課題かも知れない。

【委員】

なかなか指摘しにくいところですが、やはり役所の人はいわゆる縦割りの問題で、横の連携をどうするかということがあって、役所の中の論理や法の論理など、社会的な状況とかいろんなものがあるように思います。東京都では、教育相談センターや児童相談センターが同じ建物にありながら、なかなか連携がうまくいかないという話を聞いている。階ごとに分かれてしまう。

国においては、象徴的なものとして、子ども家庭庁が設置され、文部省との関係をどうするか悩んでいるところだと思います。約110兆円の国の予算のうちに、子ども家庭庁は確か約7兆円ですね。文部省は5兆円ほどで、子どもの教育を国がどうしようとしているのか。経産省に関わることで、例えば塾などの教育産業は経産省の管轄らしく、子どもたちがどういう国のシステムの中で動いているのかというのは、市民はわか

りにくいところがあるわけですね。

予算を比べてみると、義務教育の場合には、区市町村の教育が非常に大きいのですので、たぶん府中市の教育予算も全体の 20%強でしょうか。

学校や地域はすごく苦勞しているよということを言いたいが、子どもを取り巻く 70 万人しか生まれない子どもたちをどういうふうに対応していくか、全件対応をなかなかうまく捉えきれないところがあるんですけれども、難しい問題だなというふうに思いながら、区市町村教育委員会のご苦勞というか、大変さは共感します。

子どもが縦割りで不利益を被らないように、何とか縦割りを打破し、子どもを助けるためにみんなの力を集結する必要があるだろうと、それに向かって何ができて言ったら、やっぱり組織だと思う。4 月からはばたきという、いわゆる福祉と教育が一体となって子どもを支援するとして、いじめ相談も含めて一体化というのは他市にはない新しい組織を市長の指示もあって立ち上がりました。まだ 2 ヶ月しか経っておりませんが、それが本当に機能していくことが、我々に求められていることなのかなと思っています。

府中市のはばたきは、同じフロアに福祉の分野の職員と教育の分野の職員がいて、そしてまず窓口として総合受付として、相談を聞いて、教育が先か、福祉が先かを判断して、そして一緒になって対応する、そうした新たな取組を始めていますので、これが機能していかなければならないと、させていかせないといけないなと思っているところでございます。

それともう一つだけ、先ほど委員長が三つ言われた中の授業の充実ということが、私が話した子どもの心の中に言語の形や思いを言葉にするための内面を豊かにして、あと大人との信頼関係でそれを言葉に出していく、周りが受け止めるっていうところで自分たちの窮地を大人に SOS 出せるように、中学生になっても高校生になっても大人になってもできるようにっていくといいのかなと思っています。福祉の課題は、保護者が SOS を出せない、出さないということも子どもの福祉に大きく関わってきているので、大人も子どもも SOS を出せる社会になってくると、良いなと思いました。教育は色々なところが繋がってくるんだろうなと思います。

【事務局】

はばたきには保健師が 3 名おり、市役所の保健師は部署を飛び越えて、定期的に連絡会を行っております。ケーススタディなどをしながら、お互いの課題の把握などもしておりますので、委員ご指摘の部分に加えてさらに、はばたきが教育とのハブになりつつ、保健師の皆さんとの共有を行いながら、全体で子どもを守っていく環境を作っていければ良いなと考えております。

【委員】

少子化の中でこれからどう描いていけばいいのか、どういうふうに先生方に関わってらっしゃるのか、そういうシフトの仕方みたいなものをちょっと教えていただけたらありがたいなと思って。

先ほどそのはばたきで総合受付があるんだって話すごくいいと思って、小回りの利く自治体で一生懸命やってらっしゃるところがどんどん示して、またそういうふうな大きな動きにもなっていくのかなとも思いました。だから、こども家庭庁がこれからで、児童福祉法がちょっと変わるし、気候も変わっています。国も子ども全体をまとめる大きい機関があるといいなと思いました。それがこども家庭庁なんです。

子ども全体がしっかりどう育っていくには、何が必要で、社会の目がしっかりまとまって見えるところがあるといいなというふうに思います。

あともう一点だけ、私いくつかの第三者委員会なんかで、学校いじめ対策委員会の記録を読むのですが、本当にシンプルで、ほとんどケース研究なんてやってないと思うんですね。さきほど委員長がケース研究とおっしゃり、授業をわかりやすくという点もこれ本当に大事だと思っています。

特に、先生方が職員会議の後の時間で短い時間の話し合いはするんですけども、過去の前の学年でのうまくできた対応ケースや、難しかったケースがきちんと申し送りが出ていけば、次の学年で大きなトラブルにならなくて済んだんじゃないかっていう案件を最近結構見る。

絶対にその事例の話をしてほしいんですよね。いじめっていうものに対する意識もまだ先生方でちょっとバラバラですよ。でも、だからそういう考え方の違う人は外れてくださいとか、保護者から見てそういういじめの捉え方をしている、新しい副校長先生は、私達の対応には入らないでくださいとか、そういうことがどんどん起きるんですね。すごく良くないなと思っていて、いじめ対策委員会で事例検討ができて、自主的な対策委員会として機能していくことが、子供への対応とか、先生方を互いに支えることの核になるのかなって感じはいたします。発達障害の方も増えて、保護者と連携が取れなくなるときもいじめが、拡大化してしまうこともあるので、事例検討をやっていただいて、情報共有と行動連携の場所にしていっていただきたいなと思います。

【委員長】

一定期間でいじめが終結することもあるかもしれませんが、結構背景があって長引くケースっていうのも多いと思います。自分の担任をしている期間に何とかいい方向に持っていきたいって先生方は考えるんだと思いますが、簡単に解決できるものでないし、時間がかかるのであれば事例検討の中で引き継いでいく、例えば小学校で駄目なら中学校に引き継いでいく、そういう形に先生方が思っただけだと、じっくり取り組めるようになる。何とかここで解決しようということだけではないということが、事例検討の中でわかってくるといいのかもしれないなと思っています。

【委員】

例えば保護者の方や生徒が、弁護士の代表者を集めてそこから教育委員会にこれはこういう事案があったけど、重大事態として認知して対応してくれないかと、そういう質問か何かあったときにどう対応するのか、そういったシミュレーションがあれば教えて

いただければありがたいし、逆に言うところこういう対策委員会があるということは、そういうシミュレーションしておかなきゃいけない気がするんですね。そういう見通しみたいなものをちょっと教えてもらえるとありがたいなと思うんですけど、いかがですかね。

【事務局】

シミュレーションをしておりますして、いじめを認知したらまずどこが調査するのか、その調査結果に対して保護者から異論の申し出があった場合、調査を教育委員会が主体で行うか、学校が主体で行うかといった、ケースに応じてどのように調査し、公表するかを周知して、対応できるように準備をしております。

【委員長】

学校の基礎調査を1次調査として、次に弁護士の先生に見てもらって、対応方針を説明してクリアするというケースが一番ベーシックなんでしょうけど。

二つ目は、教育委員会が窓口になって調査をして、最終的には弁護士にしてもらったりしながら対応するという動き。

三つ目は、調査委員会を立ち上げて予算も組んでですね、弁護士やスクールカウンセラー、ソーシャルワーカーなどで、何回か調査をしていく、調査のフォーマットを作ってちゃんと報告書を作り、公表まで行う。

その三つの対応の仕方があるように思います。重大事態の発生が起きたときの対応は、大体3分の1ずつのようです。

学校の校長先生方にお知らせして、こういうときはこういうふうにしっかりしますよということを見せておくことも大事なのかなというふうに思います。そんなことをちょっと最後にちょっと確認の意味で申し上げさせていただきました。

委員の皆さん何か付け加えたいことがあればよろしいでしょうか。以上で、報告等協議についてこの会で議論をさせていただきました。

特になければ、次回の予定などについて、教えていただきたいと思います。

【事務局】

今年度は、本委員会の開催につきましては年2回予定しておりますので、次回は11月頃を予定しております。日程については改めてご案内いたします。